参　考　2

当該事業用地におけるこれまでの経緯

1)収用裁決までの経緯

・弊社(起業者)は、当該用地の土地等の所有者と、平成18年6月より5年間にわたり、事業計画の説明や測量の立ち入りについて、粘り強く交渉等を行ってまいりましたが、残念ながら一部の土地等の所有者からご理解を得ることができませんでした。

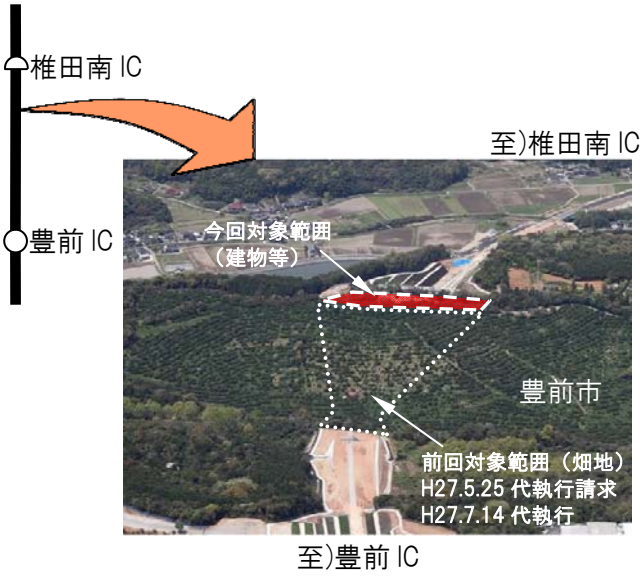
・そのため、任意交渉と並行して、平成23年12月から土地収用法の手続きを開始しました。

・平成25年1月に、起業者である弊社が福岡県収用委員会に対して裁決申請を行い、収用委員会において9回の審理をしていただき、昨年8月に審理が結審し、裁決申請より約2年を経て、平成27年1月裁決となりました。

《概要》

事業名称	東九州自動車道新設工事 椎田南IC～宇佐IC
土地の所在	福岡県豊前市大字松江(しょうえ)
事業説明開始	平成18年6月6日
事業認定申請	平成23年12月28日
事業認定告示	平成24年10月　5日
裁決申請	平成25年　1月　9日
結審(第9回審理)	平成26年　8月22日
裁決	平成27年　1月23日
権利取得の時期	平成27年　5月23日
明渡しの期限	畑　地:平成27年　5月23日 建物等:平成27年　7月22日

《概略図》



2)収用裁決後(平成27年1月23日付け裁決)の経緯

・裁決後、弊社では、全体約500名の土地等の所有者に補償金の支払いを速やかに行いました。そのうち、約6割の皆様方が受け取られ、残る皆様方の補償金については、法務局へ供託しております。

・明渡し期限の異なる事業用地(畑地)については、土地等の所有者に対し土地の引き渡しをお願いしておりましたが、引き渡していただけない状況のため、平成27年5月25日に福岡県知事に代執行請求を行い、平成27年7月14日に福岡県による代執行が行われ、畑地の引渡しを受け、現地の工事に着手したところです。

・残る事業用地(建物等)についても、畑地と同様に、明渡しの期限内の明渡しを再三に渡り交渉等を重ねて行ってまいりましたがご理解いただけず、この度、行政代執行を請求することとしたものです。

・弊社としては、東九州自動車道の北九州市から宮崎市までの全線開通は、東九州自動車道沿線地域の皆様や自治体だけでなく経済界も一体となって整備促進の要望がなされている事業であり、工事工程の短縮に向けた検討等も行いつつ、会社の努力目標である平成２８年春の開通に向け最大限努力してまいります。